

平成30年 第11回
教育委員会臨時会会議録

平成30年5月22日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2498号

平成30年第11回臨時会

日 時 平成30年5月22日(火) 午前9時30分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 新入学学用品・通学用品費の支給金額の改定について
- 2 赤坂中学校仮設校舎等設置に伴う土壌汚染対策について

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について
- 2 後援名義等の4月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の4月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の4月の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の6月事業予定について
- 6 図書館・郷土資料館の4月行事实績について
- 7 図書館の4月分利用実績について

- 8 図書館・郷土資料館の6月行事予定について
- 9 6月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから平成30年第11回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は田谷委員から欠席の届け出がございましたので、よろしく申し上げます。

(午前9時30分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 新入学学用品・通学用品費の支給金額の改定について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第32号「新入学学用品・通学用品費の支給金額の改定について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは議案資料ナンバー1をご覧くださいければと思います。1枚おめくりいただきまして2枚目でご説明させていただきます。

ご審議いただく内容については囲みのところでございます。このたび平成30年度の財調単価が見直されまして、小学校23,890円から47,380円、中学校で言うと26,860円から54,070円に引き上げられたことが判明しましたため、就学援助の新入学学用品・通学用品費について同様の単価に改定いたします。

就学援助とは、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対する学用品費や給食費等教育費の支援です。その就学援助のうち新入学時に必要な制服や学用品等の購入費用に充てる新入学学用品費の支給金額は、当該年度の都区財政調整の単価を根拠として設定しているものでございます。

2の(1)「改定内容」です。新入学学用品費の支給額を、小学校1年生は23,890円から47,380円、中1の場合では26,860円から54,070円に改定いたします。

(2)「支給時期」です。平成30年7月を予定してございます。就学援助の支給要件であります保護者の所得額の確認を、住民税課税額が決定する6月下旬に実施いたします。したがって支給額の決定は7月の中旬、認定通知の発送と1学期分の援助費の支給については例年どおり7月下旬を予定してございます。また、平成30年2月末に入学前支給を受けている場合は、改定後の金額との差額分を支給することになります。

なお、平成29年度の新入学児童・生徒につきましては差額分の支給は行いません。

裏面をご覧くださいと思います。(3)特別支援学級の「就学奨励費」についても同様の改定を行います。特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために、就学援助の2分の1の額を支給しているものでございます。同様に改定いたします。

3の「補正予算額」についてです。今年度の補正予算額は1,744万6,000円です。平成

30年度入学者は7月支給、平成31年度入学者は平成31年2月末に支給を予定しており、本年度内に支出するため補正予算額として計上しているものです。

「今後のスケジュール」です。6月1日に補正予算に関する臨時庁議がございます。6月8日、区民文教常任委員会にて報告の後、6月の中旬に平成30年第2回港区議会定例会へ補正予算案の提出を行います。7月中旬に対象者に新入学学用品費の支給となります。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定の程お願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

○小島委員 この新入学の学用品・通学用品費の支給額については、この数年色々物価等が上がったということで、改定しなければいけないのではないかという議論が教育委員会内部でも、あるいは議会でも行われていたわけです。今年も無理ではないかと言われていたのが今回急遽、都の財調単価が上がったということで改定することになったわけです。今まで長い間、各区が東京都にこの件についての財調単価を上げて欲しいと要望していたにもかかわらず都がなかなか認めなかったという経緯だったと思うのですが、今年の今になってなぜ財調単価が上がったのかということは、その背景はどういうことなのでしょう。

○学務課長 これまで議会等でも、例えば平成30年第1回定例会の代表質問、または平成30年の予算特別委員会の総括質問におきましても、教育長の答弁として、東京都知事と区長代表等による都区財政調整の協議において、新入学学用品・通学用品費の算定単価については引き上げに至りませんでした。また、支給額の根拠である都区財政調整の算定単価の引き上げに向けて努力してまいりましたが、平成30年の引き上げに至りませんでしたといった答弁をさせていただいたところでございます。

単価改定の経緯ですけれども、4月に各区に配布された財調分の内訳について財政担当の方で確認したところ、平成30年度の財調単価が見直されたということが判明いたしました。就学援助の新入学学用品また通学用品費の支給について、平成29年度の国の要保護児童生徒援助費補助金の単価改定に伴いまして、算定単価の早期引き上げに取り組みしましたが、平成30年の都区財政調整の協議事項への提案が見送られたということで、協議による単価改定には至りませんでした。一方、都区財政調整上の単価につきましては、都区協議による改定のほかに物騰率、物価の上昇率、工事単価等の改定に基づきまして都側が機械的に改定するもの、「所要の調整」という言い方をしておりますけれども、新入学学用品費等についても国の要保護児童生徒援助費補助金が改定された翌年度に、都教育庁において国単価の変動率を設定単価に乗じて算出しており、都教育庁の設定単価が改定されたことで「所要の調整」により改定されました。「所要の調整」による改定につきましては、東京都の方から、区や区長会事務局の方へ詳細な報告はなく、区長会事務局への1月のデータでの情報提供のみとなります。単価改定の動向につきまして複数の区が区長会事務局の方へ確認はしてございましたけれども、区長会事務局の方が改定単価を把握していなかったこともあり、今回の改定単価を確認できなかったというところでございます。

以上です。

○小島委員 この財調単価というのは都が一方的というか、都が独自に決めるわけですか。区の要望、話し合いで決めるのではないわけですか。

○学務課長 財調単価の改定につきましては、一つは都区協議による改定、特別区の方から区長会事務局を通じて東京都の方へ、この単価については引き上げてほしいという内容について要望する、そういった形での引き上げの方法と、先程述べさせていただいたとおり、物価の上昇等で東京都で機械的に改定する項目もあるということで、二通りの上げ方があるときいております。

○小島委員 先程の説明で、国が子どもの貧困対策ということで色々と法律をつくったり、国が平成29年に何らかの働きかけとか何かがあったようなのですが、やっぱり国の動向も都の財調単価を決める背景にはなっていたのでしょうか。

○学務課長 機械的に上げる、いわゆる「所要の調整」という言い方をしているのですけれども、「所要の調整」については、あらかじめ調整する項目についてはもう決まっているものがあるようでして、その部分について区長会事務局と都の区政課の方でうまくやりとりができていなかったということが今回の原因であると思われま。

○小島委員 毎回改定するときに、改定額、率はそれ程大きくない。これだけではなくて色々なが多かったと思いますが、今回は23,000円が47,000円で、ほぼ倍額になっているのですよね。普通は何パーセントとか額が少ないのですが、今回倍額になっているのはどうしてですか。

○学務課長 これはいわゆる生活保護の方の入学準備金というものの単価が上がったということと、それから国の要保護児童生徒援助費補助金がこのたび、平成28年度末に小学校で言うと20,470円、中学校で言うと23,550円という金額から、小学校40,600円、中学校40,740円とほぼ倍になっています。この上げ幅なのですけれども、小学校で言うと1.983倍、中学校で言うと2.013倍という率で上げているのですけれども、同じ上げ率で今回財調単価についても単価を掛けて上げているようです。

○小島委員 いずれにしても物価等が上がって要保護関係その他の支給額を上げる、こうやって上がったこと自体は大変よかったという感想です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 2の「支給金額の改定」の(3)の「特別支援学級就学奨励費」も併せてということなのですが、特別支援学級のこの奨励費の対象になる人たちは、就学援助はこの改定後の金額が支給されて、それにあわせてこの奨励費が支給されるという理解でよろしいのでしょうか。

○学務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。もともと港区特別支援学級の就学奨励費支給要綱というものがございまして、その中で、色々区分はあるのですけれども、特別支援学級に在籍する児童等の属する世帯の前年収入額が必要額の例えば2.5倍の場合は支給をしますというような取り決めがございます。基本的に就学援助の支給の要件よりも緩やかな要件になっているというところで、もともと2分の1を支給するということが要綱で決められております。したがって今回の改定に伴いましてもとなる金額について改定する、そういうことになっております。

○教育長 山内委員は、就学援助をもらって、さらにこれがプラスされるのかという質問だと思

ますので説明が違いますか。

○山内委員 資料の中で「就学援助と同じ支給項目については、就学援助の2分の1の額を支給します」と書かれていましたので、どういう組み合わせになるのかが分かりづらく確認したのです。

○学務課長 両方もらえることはないです。いずれかを申請していただいて支給という形になります。特別支援学級の就学奨励費は、もともと支給要件が緩やかな条件になっていまして、その部分で、この要件に該当する方については就学援助として該当される方もいらっしゃるのですが、該当されない方については2分の1の支給額、そのときの収入額が2.5倍以内であれば2分の1を支給できますということになりますので、両方もらえるということではありません。

○教育長 就学援助の収入基準は生保の1.2倍ですか。1.2倍を超えて2.5倍までの人たちが特別支援学級の就学奨励費の対象になるのですよね。

○学務課長 そういうことになります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第32号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないということですので、議案第32号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 赤坂中学校仮設校舎等設置に伴う土壤汚染対策について

○教育長 次に、議案第33号「赤坂中学校仮設校舎等設置に伴う土壤汚染対策について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは、「赤坂中学校仮設校舎等設置に伴う土壤汚染対策について」ご説明をさせていただきます。資料をご覧くださいと思います。

赤坂中学校仮設校舎等を計画する校舎敷地(区有地)並びに借用予定の体育館・附属施設及び校庭敷地(民有地)において、土壤汚染状況調査を実施したところ、鉛の含有による土壤汚染が判明いたしました。校舎敷地及び体育館・校庭敷地において土壤汚染対策を講ずるとともに、体育館・校庭敷地の対策費用については、区の要望により了承された体育館等設置に伴う土壤汚染対策であり、区が責任を持って安全・安心かつ迅速に整備を行う必要があるため、区の費用負担で実施いたします。

項番1「仮設校舎等の設置場所」についてです。別紙1をご覧ください。下段の配置図、向かって右側が校舎敷地(区有地)です。左側が体育館・校庭敷地(民有地)となっております。

続きまして項番2「経緯」でございます。平成28年5月31日の教育委員会臨時会では、区有地に仮設校舎、また民有地を賃借し仮設校庭を設置することが了承されております。その後、当初想定しなかった生徒数や特別支援学級の増加に伴う学校の確保を検討したところ、建築基準法等の制約により区有地での計画が困難となったため、民有地に体育館を設置することで貸主から協力が

得られ、平成29年12月28日の教育委員会臨時会です承されました。その後、仮設校舎の設置に当たり土壤汚染状況調査を実施したところ、校舎敷地1区画、体育館・校庭敷地5区画で基準を超えた鉛の含有による土壤汚染が判明いたしました。

別紙2をご覧ください。濃いピンク色で数字の記載があるところが鉛の基準値、土壤1キログラムに対し150ミリグラムの含有を超えた地点でございます。

続きまして、本編資料にお戻りいただき2ページをご覧ください。3「土壤汚染対策」です。

(1)「土壤汚染対策の方法」では、法に基づき対策指針で三つの方法がございます。ア「盛土または舗装」、イ「土壤汚染の除去」、ウ「土壤の入れ替え」の三つです。詳細は下記の記述や簡単な図をご覧ください。

次に(2)具体策です。まず汚染区画では東京都土壤汚染対策指針に定められた方法で対策を講ずるとともに、汚染区画以外においても基準値に近い数値が検出されていることから、安全・安心のため、直接土壤に触れることが可能な校庭においても対策を実施します。こうした方法で生徒を初め保護者及び教職員の仮設校舎での安全・安心な学校生活の確保と不安の払拭につなげ、仮設校舎等のよりよい教育環境を整備してまいります。

続いて3ページをご覧ください。「具体的対策」の内容でございます。①として「校舎敷地」では対策方法アの盛土により、汚染区画の汚染深度5メートルに対し表層50センチを搬入土で覆います。区有地の配置図面が上段、下段が土壤汚染の前と後の状態を図示しております。

②「体育館・校庭敷地」です。こちらの汚染区画において汚染深度50センチの土壤全て搬入土に入れかえることに加え、汚染区画以外としておりますが、直接土壤に触れることが可能な校庭の表層50センチを搬入土に入れかえます。

続きまして4ページをご覧ください。4、民有地の汚染対策費用の負担の考え方についてでございます。当初、民有地は校庭のみに使用することで了解いただいていたところで、新たに体育館等を設置することについて交渉を重ねてまいりました。貸主としてはやむを得ないこととし、今年1月に覚書を交わしております。その際、土地の賃借期間を平成34年9月30日までとし、期間の更新や再契約はしないとしてございます。これまで民有地は貸主が駐車場用地として使用し土壤汚染対策を必要としていないことから、費用は区が負担すべきとしております。さらに費用負担を求めれば土地の借用ができない可能性が出てきます。一方、区が民有地において土壤汚染対策を行うことは、対策方法の選択や安全性の担保ができ、仮設校舎等の設置の進捗管理などを一体的に、そして着実に行うことができます。また、民有地は赤坂中学校に近く、通学区域内にあり生徒等への負担が少なく、仮設校舎敷地としては適地だと考えてございます。

現在、赤坂中学校の現校舎の老朽化対策とともに、小中一貫教育校及び中之町幼稚園新設園舎の建設が急務となっております。そのため、汚染区画に加え校庭敷地も含め区が責任を持って安全・安心に配慮しつつ迅速に対策を行うことで、仮設校舎等の設置を一体的そして円滑に実施することができ、平成31年4月の運用開始、さらには赤坂中学校等施設整備へつなげることができます。こうしたことから土壤汚染対策費用の負担を区がすることはやむを得ないと判断します。

項番5「概算費用」についてです。こちらの方は5,682万円としてございます。

項番6「今後のスケジュール」です。本日の教育委員会で了承いただけましたら、6月8日に区民文教常任委員会での報告の後、8月中旬には対策工事を実施する予定でございます。

なお、土壌汚染の調査の方法につきまして簡単にご説明いたします。別表と照らし合わせてご覧ください。今回の調査でございますが、まず調査に関しては100平方メートルに1地点の割合で調査をいたします。そして土壌含有量調査に関しましては、まずは2段階で調査してございます。

1段目は表層の部分から採取することとし、具体的には表層、地表から深さ5センチの土壌、そしてその直下から45センチ下の土壌を深さ方向に均等に採取しまして、その同量を均等に混合し、それを試料といたします。まずは今回検出されたところにおいて第1段階の調査としてそのようなことを実施しております。2段階目の調査です。検出されたところの深度、深さの広がり調査するため、まず1メートルまで、そしてその後1メートルおきに5メートルまで同様に検査をいたします。その際、こちらの各メートルの直上においてポイントポイントで土壌を採取いたします。その採取量は500グラムとし、ボーリング調査で取り出しますボーリングの内径は15センチとしてございます。したがって、500グラムのところの内径が15センチですので、それに見合った部分の土壌の採取をしているということでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いします。

調査のやり方ですが、別紙2を見ると、校庭・体育館の敷地については、50センチまでで出たので第2段階で1メートル毎に検体をとっていき、その結果、5メートルのところまではなかった。一方、校舎敷地の区有地の方は50センチで出て、さらに2段階で、1メートル単位で5メートルまでとって、そこでもあったということですが、そうするとその次の段階として、どこまであったのか当然調査をすると思いますが、表記されていないのですが、どうですか。

○**学校施設担当課長** 区有地は、ご覧のとおり5メートルまで検出されているということで、第3段階目としてさらに深く調査をいたしました。結論としては5メートルより深いところでは検出はされず、5メートル地点までをこのように確定したという結論になります。資料を修正したいと思います。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** 校舎の部分でこの①の区画は5メートルまで鉛の含有量が210ミリグラムあるということなのですが、その周りは全然出なかったのですか。この①のついたこの部分だけ鉛があって、ほかは全然出なかったという趣旨なのでしょうか。

○**学校施設担当課長** まずこの①のところは、表層のところでは270という数値で検出したということですが、それより下のところは15未満ということで、微量か全く出なかったという表記でございます。

それから、その周りはどうだったかということですが、その周囲は先程資料の説明でもお伝えしましたとおり、規準値が1キログラム当たり150ミリグラム以上のところを汚染土壌と

しています。その周囲はこの1キログラム当たり150ミリグラム以上ではなかったということです。

具体的な数字を申しますと、例えば37ですとか33とか、または130とか、ここで基準値に近い値が出たということをご説明しましたが、ポイントによっては130というところも何点かございますので、ここではこのグラウンドの部分をさらに50センチ分すき取って、きれいな土で覆うということをこの方策にさせていただきます。

○教育長 よろしいですか。

○小島委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 まず一つは技術上の問題で、2ページの下から3行目のところに「拡散を防止する措置として厚さ50cmの土壌の盛土により」とありますけれども、上の絵からすると「盛土」という場合には土を取り除かずに土を乗せると多くの人は理解するだろうと思います。今回はそうではなくて、汚染のある部分を搬出して、少なくとも上の50センチについては土を搬出してそこに良質な土を搬入する、入れかえるということですよ。ですから、この盛土という説明だと正確には趣旨が伝わらないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○学校施設担当課長 ご指摘のとおり、盛り土といいますと現状の地盤に50センチを盛るのが基本的な考え方です。こちらの方は50センチすき取ってそこに50センチを盛るという形にさせていただきます。それをここでは「盛土」と表現させていただきましたが、隣の土壌汚染の除去になりますと、今50センチ検出しているところに加えて、その下程の50センチをも全部摘出した場合はこのイの「土壌汚染の除去」ということになります。したがって、完全に除去していない中で50センチの土壌を入れかえるということを、ここでは「盛土」と表現させていただきました。

それから、なぜその50センチをすき取ったかということですが、理由がございまして、こちらは今、現場に行きますとアスファルト舗装で覆われています。これはその先まで続いているわけですが、今回の学校に対しての例えば救急車ですとか消防車、そういう緊急車両の搬入をグラウンド側からいたします。ここで50センチその上に盛ることも可能ではあるのですが、そうしますとそういう緊急車両の搬出入がなかなかできない。それに加えてグラウンドにスロープが設けられてしまうということから、お隣の地盤に合わせまして、今の地盤を変えずに、一旦50センチを削りそこに土を盛ったという形にさせていただいたということです。

対策としては、これは「盛土」と言うのか、イの「土壌汚染の除去」と言うのか、そういうご指摘はあろうと思いますが、今回の状況において、東京都に確認はまだしておりませんが、いずれにしてもその下の土壌が拡散しないよう50センチの土で封じ込めるという措置をすることにおいては効果は同じだと考えてございます。

○山内委員 効果としてではなくて、表現としてどうかということなのです。

○教育長 表層50センチの除去及び土の入れかえを行いますと書いていますので、「盛土」ではな

いですよね。

○**学校施設担当課長** 実際には土壤汚染の除去をし、そこに50センチを盛っていますので、ここではアの「盛土」及びイの「土壤汚染の除去」の組み合わせということで表現させていただければと思います。

○**小島委員** 50センチ除去して50センチの良質土搬入になるのではないのですか、盛り土ではなくて。除去した上で良質土を搬入するから、まさしくイの「土壤汚染の除去」になるのではないのですか。

○**学校施設担当課長** ちょっと分かりづらくて申し訳ありません。今50センチのところでは汚染が出ました。1メートルの地点で検査したところそこは出ませんでした。それで、50センチから1メートルの間は場合によってはあるでしょうが、1メートルの地点ではありませんでした。そこであるかないか疑わしいというところを含めて、この1メートル地点の調査をもって全部搬出した場合はこのイで言います「土壤汚染の除去」ということになります。

○**小島委員** 50センチだから除去ではなく、1メートルまでやらないと除去にならないと。そう言わないと分からないですね。

○**山内委員** 一般的に盛り土というと、何もそこに手をつけなくて、土を加えて地盤面を上げたという捉え方をされるのではないかと思います。そうではないのではないかとというのが一つ。

それからもう一つは、今回の対策というのは、学校を利用する生徒たちと保護者に対して適切なことをしているのだと理解、安心をしていただくということが必要なわけです。そのときに例えば基準値の3倍の数値が検出されているところについて、手をつけなくてその上に盛り土をしましたという説明なのか、それとも、検出の濃度が高くしかも直接拡散する可能性のある箇所は上の50センチは全部取り除き、新しい土を入れたと説明するのでは全く伝わり方は違うと思うのです。ですから、せっかくすべきことを丁寧にやっているのに、それが伝わらないような説明ではもったいないのではないですかというのが私からの指摘です。

○**学校施設担当課長** まず50センチまでは全て取ります。その下は1メートルの地点ではなかったと。先程お伝えしたとおりですが、その間で仮にあったとしてもこの土壤対策の、いわゆる汚染土壌として検出されていないということは確かですので、そういうことに加えてその上を50センチ封じ込めると。ちょっと言い回しを保護者に対しては整理しましてお伝えしてまいりたいと思います。

○**小島委員** 50センチから1メートルまでのこの部分は出るかもしれないし出ないかもしれないし、分からないというわけでしょう。

○**学校施設担当課長** 仮に出たとしても、ここでは1.5未満ということになっていますので、その数値は低いということです。

○**山内委員** ではもう少し。マイナス1メートルの地点でとっているものが、ボーリングで内径15センチで500グラムということですけども、内径15センチで500グラムというのは縦にするとどのくらいの幅の土をとっているのでしょうか。

○**学校施設担当課長** その内径の15センチに対して高さがどのぐらいあるかというところは、すみません、ちょっと何センチかというのは今分かりません。ただし写真を見る限りは、量としては両手にとれる量かと。

○**山内委員** つまりなぜそれを申し上げたかということ、例えばマイナス1メートルプラスマイナス5センチの土をとっているのか、プラスマイナス10センチの土をとっているのかでは全くこの解釈で違ってきますよね。という意味で聞いたのです。

○**学校施設担当課長** 今、内径が15センチということでのどのぐらいの高さにあるのか、または採取する地点の前後でどこら辺でとっているのかは確認してまいりたいと思います。

○**教育長** 土壌汚染対策指針によれば、山内委員が言っていたように、今回の場合、盛り土の対策でもいいのでしょうか。しかし今回は、こういうことで子どもたちが使うので、さらに50センチ削り取ってそこに良質な土を入れますということですよ。これから説明会等があると思うので、通常はこの方法の対策でいいのだけど、港区教育委員会としては、安全を確保するためそれ以上に対策を講じますということを確認してほしいのです。

○**山内委員** ちょっと補足してお話すると、別紙の2を拝見すると表層では270とか450とかいう値が出ているのですけれども、先程のお話だと要するにゼロからマイナス5と、それからマイナス50の前後5センチぐらいのところでのものを混ぜて計測しているということなので、ある意味でこの270とか450というのは、マイナス50の値というよりはもっと表層の、ゼロから50のものとも両方を足して割ったものと考えていいわけですよ。その上でどの地点もマイナス1メートルのところは15未満で、要するに基準値より一桁以上小さいということを見ると、おそらくマイナス50センチからマイナス1メートルというのは、仮に含有量がそこそこあるにしてもそんなに高いとは思えない。表層の中でも本当に表層に近いところが汚染されていたと考えていいのではないかと思うのです。そういう意味でも一番汚染されているところは取り除いて、それを取りかえているのだ、だから安心していただけるのですよということにおおらかなのだと思うのです。

○**学校施設担当課長** 表層の方で検出されている濃度が濃かったというところ、それからその下では、これを推測するとゼロに近い値が検出されてきたというところを、安心できるように説明して、さらには区の検出されていないところもすることについて丁寧に、より安心していただけるように説明してまいりたいと考えます。

○**小島委員** 今の話で、地面から5センチまでの部分と、5センチから50センチまでの部分の鉛含有量は分けて言えるわけですか。それを表に出すと、表層はすごく出ているけど、5センチより50センチはかなり少ないですねというような安心感が出るのではないのでしょうか。

○**学校施設担当課長** 足す前の数字がどの程度だったかということは、今把握できていません。ただ、調査方法としてはこの5センチの土壌、それから50センチ手前のその土壌、これを足し合わせてそれを検出しているというところは確かです。

○**教育長** 今の説明はよく分からないのだけど、5センチまでと50センチまでの土を混ぜて、そ

れでデータをとっていますよね。二つ分けてとって、それを数的に割って出しているということですか？

○学校施設担当課長 5センチ分の土とそれから50センチの手前の土を足して検出しています。

○教育長 足すというのは、検体として一緒にするということですか。

○学校施設担当課長 検体としては一緒です。

○教育長 だから上の方の部分のデータはないのですよね。

○学校施設担当課長 検体を一緒にするので5センチまでのデータはございません。

○教育長 そこが違ふと前提が変わってきます。

ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 これで、学校に通う生徒さんや子どもたち、保護者の方は、万全の対策をしますということで安心して学校に通ってもらえると思うのですけれども、この土を動かすということで、工事の近隣住民の方はとても、ただ蓋をしてしまえばその土は動かないので余り感じないのかもしれないですけど、その土を出すということに対して、揮発性ではないというお話を伺ったのですけれども、撒き散らす、拡散、それは絶対あり得ないのでしょうかけれども、その辺のご説明ですとか対応、対策をぜひ気遣ってお願いしたいなと思います。

○学校施設担当課長 今、委員ご指摘のとおり土を搬出するときに土壌が拡散してしまうということもありまして、この法律の中では、搬出するところの土壌の管理についてもかなり徹底した指針がつくられております。したがって、今のこういう指針ですとか法の中でしっかりその対策ができるように、それは我々の方も監視して対応することになりますが、もちろんその法に基づいての対応ということなので、そこら辺は安心できるのではないかなと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 表記上のことでありますけど、3ページ目のところの一番下の絵のところ、対策前と対策後で、一番上のところに波線が打って書かれていますけれども、もちろん今回は土を入れかえた上にさらに上にアスファルトを張るということでいいですか、グラウンドに。

○学校施設担当課長 こちらのグラウンドは中学生が使用しますので、グリーンサンドという砂地のものを敷きます。厚さは20センチ程度です。ですので、今回は砂地のグリーンサンドというものの下を50センチ程入れかえた土がそこにあるという意味合いでございます。

○山内委員 となると、グリーンサンドだとおそらくアスファルトとかコンクリートとは意味合いが違って、普通の土の種類と考えてもいいですか。

○学校施設担当課長 はい。特にその土壌汚染に対応できるものではなく。

○山内委員 対応として上にやっぱり何かを敷くのかと思って右側の絵を見て、それだったらそれをちゃんと描いた方がいいのではないですかということをお願いしようと思っていたのですけれども、そういうのではないとすると、対策後のところに上の波線の部分があるっていうのは、逆にちょっとそれは言い過ぎというか、おかしい話ですよね。

○学校施設担当課長 すみません、ちょっと表記が、この上で封じ込められているように見えます

ので、ここは単線にしまして、下の封じ込めの表現のみにさせていただきます。

○山内委員 あともう1点は、ぜひ記述を加えられるといいと思うのは、要するに鉛は揮発性のものではないので、50センチしておけば鉛の特性として上にそう上がってこないという話ですよ。そこをきちんと加えておかれた方がいいのではないかと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

ご指摘の点は、事務局で修正するという前提で採決に入りたいと思います。議案第33号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第33号については原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、ここで休憩をとらせていただきます。

(休憩)

○教育長 それでは再開させていただきます。

日程第2 教育長報告事項

1 港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について

○教育長 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。「平成30年度港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「港区立芝公園多目的運動場の臨時休場について」報告いたします。

港区立芝公園多目的運動場は、1年のうち季節に応じてフットサル場とプールに使い分けている多目的施設です。表にお示ししたとおりそれぞれの運営期間中に臨時で休場する日がございますのでご報告いたします。この委員会において報告する理由といたしましては、港区運動場条例施行規則第2条の方に別表で利用期間と利用時間が示されておりますが、今回報告いたします臨時休場日というもの規則上は利用できることとなっております。それで、2条の但し書きにおいて「委員会 は、特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる」としているため、今回報告させていただきますことになりました。

プール運営期間中は8月6日、記載のとおり理由で、フットサル場につきましては毎月第1・第3月曜日に、記載のとおり理由で臨時休場をする予定となっております。告示日や利用者への周知方法も記載のとおりとなっております。

以上で説明を終了いたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問をお願いいたします。

○小島委員 フットサル場の方が平成30年の9月から31年の6月ということで、かなり長い期間なのですが、その毎月第1・第3月曜日にこのようなことをやって休場しなくてはいけないので

すか。

○生涯学習スポーツ振興課長 フットサル場のメンテナンスのために、こういった理由で休場が必要だということで、こちらの方で決めております。

○小島委員 かなり長い期間ですよ。しかも毎月2回。人工芝のラインテープの張りかえ、設備点検・清掃でこんなに長期間、月2回休場しないといけないものかどうか、ちょっとどうなのかしらと思って聞いているのですが。

○生涯学習スポーツ振興課長 業者の方からは第1・第3月曜日の業務内容ということで作業内容の報告は受けているのですが、やはり摩耗が激しいといえますか、利用するに当たってやはり安全・安心のためには一定のメンテナンスが必要だという理由で、確かに長期間で、この期間というのは多い印象を持たれるのだと思いますが、安心してご利用いただくためにはこういった期間休場させていただくということで、お認めいただきたいと思います。

○小島委員 フットサルは大変人気が高くて、皆さん使用希望が多いと思うので、そこいら辺を考えていうことなのですが、はい、結構です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

- 2 後援名義等の4月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の4月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の4月の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の6月事業予定について
- 6 図書館・郷土資料館の4月行事实績について
- 7 図書館の4月分利用実績について
- 8 図書館・郷土資料館の6月行事予定について
- 9 6月教育指導課事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の4月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の4月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の4月の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の6月事業予定について」「図書館・郷土資料館の4月行事实績について」「図書館の4月分利用実績について」「図書館・郷土資料館の6月行事予定について」「6月教育指導課事業予定について」、この8件の定例報告につきましては配布資料のとおりです。各案件についてご質問をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何かありますでしょうか。

よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これもちまして閉会といたします。

次回は定例会を6月7日午前10時から開催の予定ですので、よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前12時10分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 山 内 慶 太